

児童養護施設における就学前児童へのケアについて

— 児童養護施設職員へのインタビューからの考察 —

Care of Preschool Children at Children's Homes

— A Consideration of Interviews of Staff —

高 井 由起子*

Abstract

The study aims to produce investigative research concerned with analyzing cases on implementation of child-care for preschool children at the children's homes. During the research, multiple cases of staff care for preschool children were analyzed and their circumstances considered. Staff of four children's homes, which consented to the research, were interviewed regarding children's institutional care.

In the interviews, it was noted that implementation of child-care is especially important at preschool or early elementary age. For those children attending kindergarten, the staff of the children's homes correspond with the kindergarten instructors, using notes to exchange information regarding the children concerned.

Furthermore, there are some cases where staff obtain the cooperation of children's weekend foster parents. Staff also spoke of the children's institutional conditions, mental health, and relationships with parents. In addition, they considered increasing temporary returns to the home to develop relationships.

Regarding the children suffering psychological trauma as a result of parental abuse, staff have an opportunity to provide therapy by referral to institutional or hospital psychotherapists to treat these traumatized children.

キーワード：児童養護施設、就学前児童、児童虐待

はじめに

我が国の児童虐待問題対応については、様々な取り組みがなされている。2008年4月に施行された児童虐待防止法では、子ども虐待によって命を落とす子どもを出さないこと、そして危機に瀕している子どもとその状況に早くに対応できるための条文が多く含まれる内容となった。加えて2009年4月施行の児童福祉法においては、要保護児童への虐待を防止する、つまりは施設内における虐待を予防、防止する条文が含まれるようになった。

地域において危機的な状況にある子どもを、その保護者から適切に分離するという対応は非常に重要である。しかしながら特に修学前の子どもや学齢の低い子どもについては親子の分断は子どもにとって重い負担になりうると考える。こういったことを考

えると、児童養護施設入所に至った子どもについては、「入所に至る」という事実だけで、一時的あるいは中長期的に子どもに様々な負担を強いる事態となっていることが考えられる。この意味でも、適切な親子分離等によって児童養護施設で生活することとなった子どもと保護者への支援については非常に重要な事項である。

藤野は自らの実践を通して、児童養護施設における乳幼児へのケアについては「幼児の集団養護はやめよう」という結論になり、そして論議の末、『『幼児ホーム』に高校生や中学生を移して縦割りホームにして、幼児を各ホームにそれぞれの担当職員と共に移動し、昼間保育を充実させることと』した（藤野 2005）¹⁾。

また、同じく藤野は養育の連続性確保と乳児院・児童養護施設に親子愛着トレーニングセンターとし

* Yukiko TAKAI 教育学部専任講師

1) 藤野興一「児童養護施設の乳幼児たち」『世界の児童と母性』2005 52～53ページ

ての機能を付加するべきであるとしている。そして「母親から結果的に子どもを取り上げておいて、母子の交流を断ってしまうことは母親の母性の育成に大きな妨げとなり、また子どもの愛着形成にとっても大きな妨げとなる。里親は別として、今の乳児院や児童養護施設には、親子の愛着形成を援助するトレーニングセンター的機能が求められて然るべきであろう」としている(藤野 2005)²⁾。

児玉は乳児院での実践について、次のように述べている。「乳児院の役割は、地域で支援できなかった家族に対して、どうしても親子分離しなければならぬケースの子どもが入所してきており、その子どもたちと家族が再構築できるのかを判断し、再構築していくための支援と再構築できないケースに関しては家族以外で子どもたちの心のよりどころとなる場所を設定していかなくてはならないところにある」。そしてそのためには、子どものケアの連続性の必要性とともに大人のケアの連続性も必要であるとしている(児玉 2004)³⁾。

このような児童養護施設や乳児院の施設長等による保育・養護実践に基づいた、就学前児童への施設におけるケアの論考はいくつかみられるが、質的、あるいは数量的に考察した研究は多くみあたらない。そこで今回は、「これまでアカデミニズムで『定説』とされたり、『現場』において常識とされたりしているテーマをボトムアップ式に再検討する」(田垣 2008)⁴⁾ また「重要とされているにもかかわらず、その中味が曖昧で自明視されている考え方を見直すこと」(田垣 2008)⁴⁾ に適し、また「仮説生成に向いている」(西條 2007)⁵⁾ とされる質的研究法により、児童養護施設における就学前児童へのケアについて考察するものである。

1. 研究方法

筆者が調査の意図を説明した上で同意を得ることができた A 県 B 児童養護施設、C 児童養護施設、D 児童養護施設、E 児童養護施設に調査依頼を行い、就学前児童への支援に関して、半構造化面接によるインタビューを行った。近年個人情報保護の観点からケースファイルを閲覧することが困難であるため、具体的な事例内容についてもインタビューで把握していった。B 施設は副主任保育士、C 施設では主任保育士、D 施設では主任指導員、E 施設では幼児担当指導員から聞き取りを行った。その他、施設の概要等は表-1 の通りである。

まず、児童養護施設に入所している就学前児童の家族背景等を把握するため、各施設から任意で提示されたケースについて、「家族構成」「虐待の種類」「保護者の抱える課題」「子どもの抱える課題」を調査項目とし、半構造化面接を実施した。その上でこれらの子どもや家族に対して施設職員はどのような支援を実施しているのか、またその課題を把握するため、「支援する上で配慮していること」「支援する上での困難性」「施設内でのケアの際の配慮」「施設内ケアを進める上での課題」を調査項目とし、半構造化面接を行った。分析方法であるが、収集したデータを構造構成的質的研究法(西條 2007)⁵⁾ の手法を参考に分析した。具体的には、収集した内容を構造構成的質的研究法(西條 2007)⁵⁾ の分析手順に沿ってカード化し、さらにそれらを KJ 法(川喜田 1970)⁶⁾ の手法を参考に分類した。

2. 倫理的配慮

事例分析にあたっては個人や家族等が明らかにされることのないよう、その事例の詳細を分類することとした。今回の調査にあたっては子ども虐待事例

表-1 インタビュー対象施設

	定員	就学前児童数	インタビュー対象職員	提示ケース数
B 施設	50名未満	10名未満	副主任保育士	2
C 施設	50名未満	10名未満	主任保育士	1
D 施設	50名以上	10名以上	主任指導員	17
E 施設	50名以上	10名以上	指導員	5

2) 前掲著 54~55ページ

3) 児玉俊郎「乳幼児問題の現実をふまえて」季刊『児童養護 Vol. 34 No. 4』2004 14~15ページ

4) 田垣正晋『これからはじめる医療・福祉の質的研究入門』2008 20~21ページ

5) 西條剛央『ライブ講義 質的研究とは何か SCQRM ベーシック編』新曜社 2007

6) 川喜田二郎『続・発想法—KJ 法の展開と応用』中公新書 1970

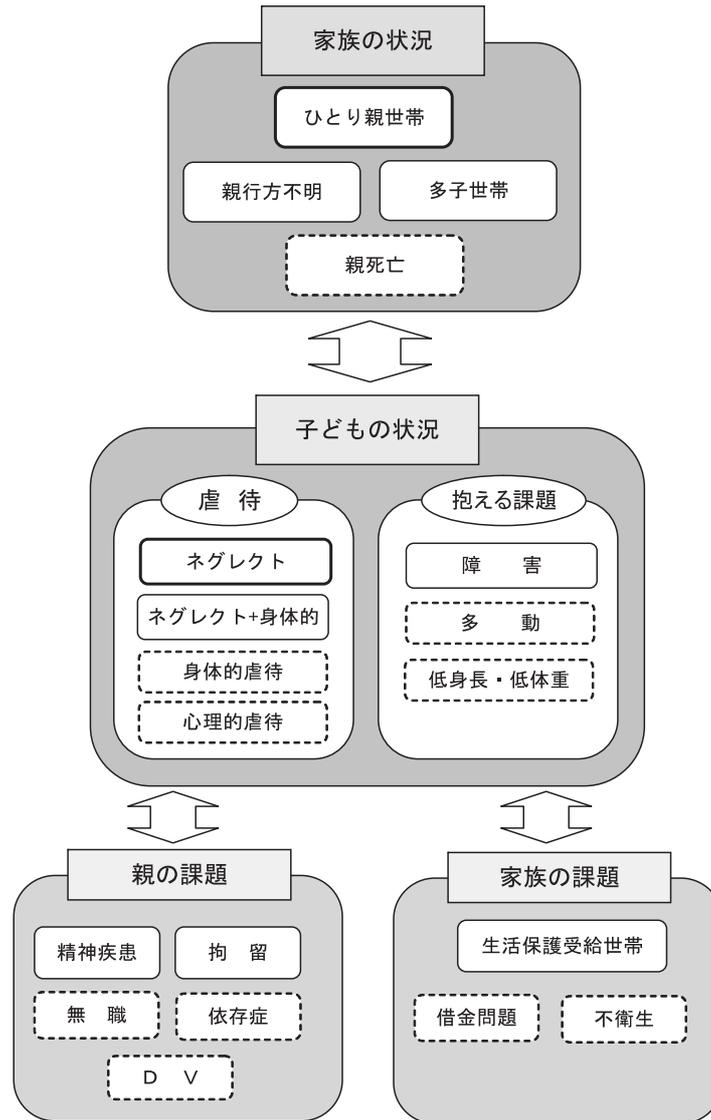


図-1 子どもの家族と問題の背景のモデル図

の分析であるが、その問題の本質や支援方法を考察するにあたって、保護者が抱える様々な問題について言及することが必要不可欠となる。そのため、各施設からは保護者のプライバシーにかかわる問題等についても提示があったが、これらの内容について個人が特定されることのないような分析方法を行った。また、インタビューに際しては各施設に対し、調査結果の報告や研究発表を行うにあたってはインタビュー対象者、各施設に関することや、事例の内容について、固有名詞や個人等が特定される内容とはしないことについて文書をもって説明し、すべての対象者から調査協力の同意を得た。

3. 分析結果

(1) 子どもの家族と問題の背景

今回の調査で、対象となる25ケースの子どもと家族の状況について、モデル図を作成した。それが図-1である。

まず、家族の状況であるが、ひとり親世帯が25ケース中、12であった。また親が行方不明であるケースが8、子ども4人以上の世帯が7、親が死亡しているケースが1であった。また、親の課題として主には5つの要因があがっており、精神疾患が6、親が拘留されているケースが5、職がないケースが3、何らかの依存症を抱えているケースが2、ドメスティックバイオレンスが家庭内であるケースが3であった。そして家族全体の課題としては、生

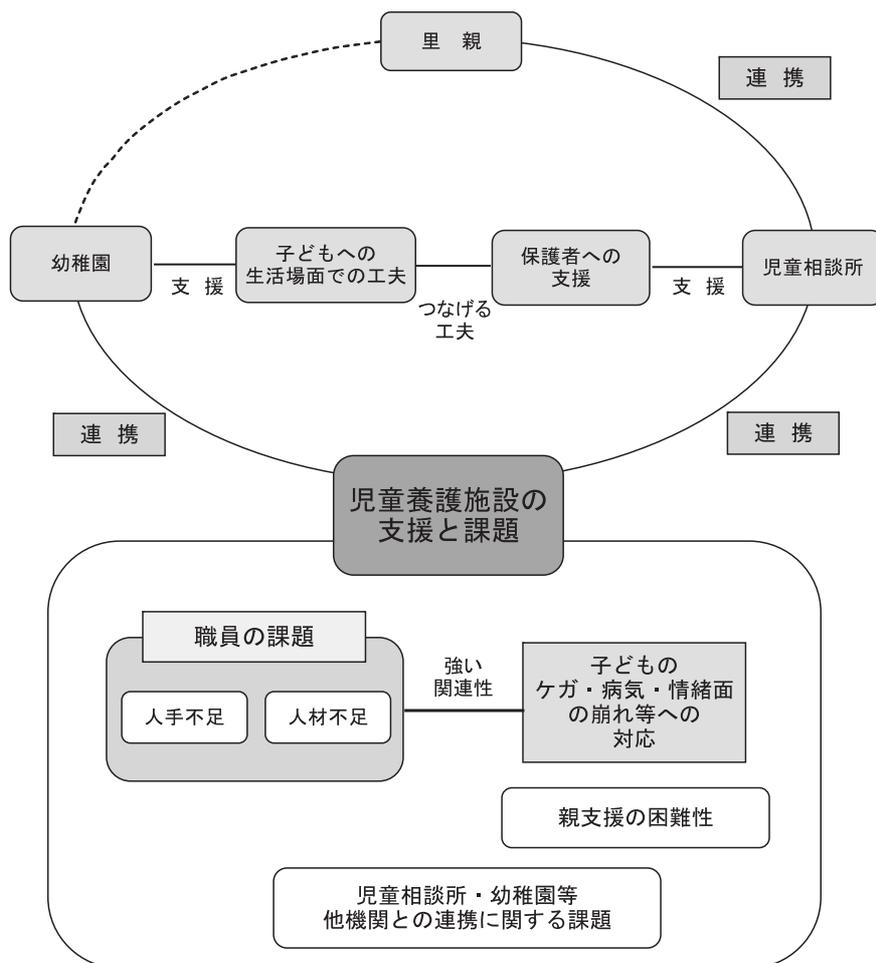


図-2 子どもと家族への支援の実際と課題のモデル図

活保護受給世帯が6、借金問題を抱えているケースが4、家庭内が著しく不衛生であるケースが3となっていた。

そして子どもの状況として、虐待を受けているケースが25ケース中全てであり、ネグレクト13、ネグレクトと身体的虐待が5、身体的虐待が4、心理的虐待3となっていた。また子ども自身が抱える課題としては、何らかの障害があるケースが4、著しい多動が1、低身長・低体重のケースが1、という結果であった。

松本は養護問題の背景には貧困問題が存在している可能性を指摘している。つまり「生活の不安定と貧困にある家族を舞台として子どもの保護の必要が発生することが多いことは、経験的に了解できる」とし、「家族が直面している生活困難を、改めて実証的検討する必要があるだろう」と指摘している(松本 2006)⁷⁾。今回聞き取ったケースをモデル化

した図-1を見ても、特に家族の状況や親の課題、家族全体の課題の中で、「無職」「生活保護受給世帯」「借金問題」等といった事項があがっており、養護問題と貧困問題の関連性がうかがえる結果となった。

また、子どもの状況としては、全てのケースにわたって何らかの虐待を受けている事実も重要視しなければならない。特にネグレクトケースが多く、またネグレクトに加えて身体的虐待を受けていたケース等、虐待が重複しているケースも見られた。これら被虐待経験へのケアについては必要不可欠な課題であると考えられる。

(2) 子どもと家族への支援の実際

図-1で見たようなケースの子どもや家族に対して、児童養護施設職員はどのような支援を心がけているか、また支援を継続する上でどのようなことに

7) 松本伊智朗「支援を必要としている子どもと社会的養護」季刊『児童養護 Vol.37 No.1』2006 22ページ

表-2

カテゴリー	概念	定義
支援の実際	(1) 里親との連携	特定の大人とのアタッチメント感情を深めるため、あるいは深みのある個々の関わりを体験させるための、里親からの支援。
	(2) 児童相談所との連携	子どものみならず保護者、里親を含むケース全体の方向性を把握し、よりよい支援を進めていくための連携。
	(3) 幼稚園との連携	日中の幼稚園における幼児教育、保育とそれ以外の生活場面を支える児童養護施設とのつながりを密にし、子どもにとってよりよい支援の実践を深めていくための連携。
	(4) 生活場面での工夫	毎日の施設内設定保育、食事、排泄、就寝等の自立を含む養護面の充実、施設内心理セラピー、施設内の人間関係（同年齢児、異年齢児とのかかわり等）、生活全般の組み方、その場その場でのよりよい支援の在り方の追及。
	(5) 保護者への支援・連携	施設内外でのしつけ方針の統一、幼稚園行事への呼びかけ、怪我、病気等の際の素早い連絡報告、子どもの施設内での様子を具体的に伝える等の保護者への支援、連携。
支援の課題	(1) 職員の課題	
	(1-1) 人手不足	個々の関わりを重要視する就学前の子どもへの保育・養護にあたっての慢性的な人手不足。
	(1-2) 人材不足	保育士資格未取得者、幼稚園教員免許未取得者、就学前児童とのかかわりの経験が少ない職員による保育。
	(2) 子どものケガ・病気・情緒面の崩れ等への対応	人手不足ゆえ、幼児教育、保育が専門でない職員の配置による、現場の混乱個々のかかわりが不十分がゆえの、あるいはアタッチメント経験が不足した成育歴による、多動傾向や情緒不安定の傾向への対応、また怪我、病気等への対応、そしてそれから生まれる人手不足の状況。
	(3) 保護者支援の困難性	虐待行為をみとめない保護者、もともと保護者と面会できないケース、また精神疾患、精神障害、重度の生活困窮状況等、保護者自身に複雑な問題を抱えるケースへの対応の困難性。
	(4) 児童相談所・幼稚園等他機関との連携に関する課題	緊急措置されたケース等で、日中の充実した保育環境確保が困難となるケース（幼稚園通園が困難）や、措置前には十分な情報が得られず、措置されてから重篤な問題がわかる等といった、児童相談所との連携の困難性。

ついて困難性を感じているかを聞き取った。そして聞き取った内容をモデル化したのが図-2である。また、図-2ではインタビュー内容から概念を形成し（西條 2007）⁴⁾、モデル化しているが、それぞれの概念と定義を表-2に示す。

まず、子どもや家族に対する支援の実際や工夫等について見ていきたい（図-2 上部）。

子どもが就学前あるいは小学校低学年等、年齢が低い場合は、1対1での関わり等、大人との密接な人間関係が重要となることが今回のインタビューでもよく聞かれた。また施設内での集団生活を送る上では次のようなことがあがっていた。ひとつは「自立心を育てる」ということである。これは、食事マナーや、自分のものは自分で準備し、自分で片付ける、ということである。家庭内で様々な虐待を受けてきた子どもにとって、これら当たり前の生活技術等が身につけていないケースが多々見られるため、これらの習得に力を入れている。そして施設によってはクッキング体験をすることもあった。

加えて就寝前は必ず1対1で添い寝をし、絵本読み聞かせ、素話等を1時間くらいするなどして根気

強くつきあい、気持ちによりそうという配慮もあった。特に家庭に一時帰宅したあとは気持ちが揺れやすいので、就寝前も泣いたりすることがある。そういったときこそ、1対1での関わりを行う、とのことであった。

施設内では、縦のつながりから子どもをみてもらうこと、つまり、年長児に関わってもらい、ケアの手助けをしてもらうこともあげられていた。そのことで就学前児童はケアしてもらえる頻度が増え、年長児は年少児への配慮を体験することができる、ということであった。

あわせて、就学前児童が10人以上生活しているD施設、E施設では、幼稚園に通園していない子どもに対して、毎日、設定保育を実施していた。これについてはB施設、C施設では毎日プログラムされたような設定保育は困難とのことであった。一方なるべく1対1の関わりを多くすることや、施設内心理士によるプレイセラピーを多くするなどして対応している、とのことであった。

また地域の幼稚園に通う子どもについては、幼稚園教諭との連携を図り、連絡帳や送迎の際に子ども

の様子を情報交換するなどのことも積極的に実践されていた。

そして週末里親等、里親の協力を得るケースもあった。このことにより、特に家庭への一時帰宅が困難な子どもに対しては、特定の大人との密接な人間関係を体験する機会を増やしているということであった。

保護者からの虐待が原因で様々なトラウマを抱えた子どもについては、施設内心理士や、病院等の心理士による、心理セラピーの機会を積極的にもち、虐待のトラウマへのケアを積極的に行っていた。ただし、心理セラピーのあと、気持ちが崩れる、感情が高まる等では、集団生活に戻ったときに問題も大きく、生活集団に与える影響も大きいとのことである。そのため、心理士と連携し、セラピーは就寝前にする等の配慮を行う施設もあった。

そして障害のある子どものケースもいくつかあったが、これについては、子どもに応じた資源の検討(障害に応じた訓練の機会を検討する等)や、発達検査の実施、そしてその結果を保護者に知らせ、障害に対する理解を保護者にも深めてもらうことがあがっていた。そして施設での子どもの様子や施設で配慮していること、対応の工夫を保護者に伝える、ということもあげられていた。

そして子どもへの関心を継続して保護者に持つてもらうため、一時帰宅等を増やすことも配慮していた。

障害のある子どもに限らず、保護者への支援は非常に重要である。これについては次のようなことがあがっていた。まず、施設に多く来てもらうようにする、関係が途切れないように特に配慮する、幼稚園の行事や様子を伝える、子どもの施設での良い面だけでなく悪い面も伝える、しつけの方針(他児をたたかない、暴言を吐かない等)を統一させる、身体的虐待ケース等、面会時には同席する、ということがあがっていた。

(3) 子どもと家族への支援の困難性

次に子どもへの保育や家族等への支援を行う上での課題であるが(図-2下)、これについては次のようなことがあがっていた。ひとつは施設に措置されてもすぐに幼稚園に通うことが困難なケースについて、課題が多いということであった。これは特に就学前児童の入所が少ない施設においてあげられてお

り、入所児が少ないため、毎日の施設内における保育プログラムがなく、幼稚園に行くまでは施設内で自由保育の状態にある、とのことであった。時には職員が手薄の状態にあり、十分子どもの対応することが困難なこともあるため、施設に措置されてなるべく早くに適切な保育を受けられる環境、つまり幼稚園通所の環境を準備したい、ということであった。

また、就学前児童に対しては、就学前の子どもの発達段階や保育内容等に詳しい職員、資格としては保育士や幼稚園教諭免許をもった職員が担当すべきであるが、それが難しい状況にある、という課題もあがっていた。施設職員には保育士、幼稚園教諭免許をもった職員もいるが、その他、社会福祉士、小学校、中学高校教員免許取得者等もいる。そのため、就学前児童担当が乳幼児保育・教育を専門に学んできた者以外の職員となる場合もある。その際、大きく不都合が生じることはないが、できることであれば、保育士資格等を持った職員が担当となる方が日々の支援等もスムーズである、とのことであった。幼児教育、保育が専門でない職員が担当することで、不要な叱りつけが起こったり、子どもとかわる術(手遊び、歌、絵本、紙芝居等)が不足するため、十分に適切な関わりができない場合も時としてある、とのことであった。

そして慢性的な人手不足については4人の職員全員から聞くことになった。就学前の子どもは病気が多く、場合によっては入院をすることも少なくない。また、怪我による入院や通院も頻繁に起こりやすい。この時、ケースによっては保護者の協力があったためなんとか対応できたが、それでも人手が特に不足して施設の現場が混乱する、というケースがいくつかあった。情緒不安定になって多動になったり、著しく粗暴になった時にも人手不足で対応が困難になることも聞かれた。

このような日々の施設内ケアにおける人手不足に対応するため、里親からの協力を得るという方法も聞かれた。里親からの協力を得て職員のバーンアウトを防ぐ、という意見もあった。

保護者支援の課題については、特に、虐待加害行為をみとめない保護者への対応が困難で、この場合は児童相談所のケースワーカーの協力を得ることが多いとのことであった。また全面的にケースワーカーに対応を委ねるケースもあった。そして年長児

のきょうだいへの性的虐待、身体的虐待ケースで子どもに面会ができない場合や、保護者に精神疾患、精神障害、重篤な生活困窮状態等、より複雑な問題への対応を抱えているケースへの対応の困難性もあった。

幼稚園・児童相談所等との連携については、先ほども述べたとおり、幼稚園にすぐに入園できず、入園まで毎日施設でだらだら過ごす、だれも十分な相手をするのが困難ということが特に就学前児童数が少ない施設であがっていた。そして就学前児童本人では余りみられないようであるが、そのきょうだいに不登校問題、盗癖があるなど、重要なインタラクティブ情報を児童相談所から措置決定される際、教えてもらえないということもあり、この時、児童相談所との連携に困難性を感じる、という意見もあった。

(4) 調査結果に関する考察

児童養護施設で生活する子どもは、今まで見てきたような就学前児童のみではなく、小中高校生、また大学生等、幅広い年齢の子どもたちが生活する場である。そしてそれぞれの年代において、子ども達の抱える課題は多く、時に問題も大きくなりやすい。その意味では就学前児童の抱える問題にかかりきりになることは困難で、場合によっては、問題が見過ごされる可能性もある。またここまで考察してきたように、時には人手不足で、年少児に必要な不可欠な大人との密接な関わりやアタッチメント形成、スキンシップが不足する事態も生まれやすい。しかしながら、この時期にこれらのことが不足することにより、後々に人間関係形成が上手くいかないことや、自尊心が十分に育たないこと、また重篤な精神的問題（様々な依存症等）を抱える可能性も否定できない。アタッチメント形成の不足やスキンシップの重要性に関する調査、研究は多くのものが見られる。日本子ども虐待防止学会による発刊誌『子どもの虐待とネグレクト Vol. 10 No. 3』においても「アタッチメント」と題する特集が生まれ、「アタッチメントと分離、喪失」（北川 2008）「アタッチメントの問題とアタッチメント障害」（青木 2008）「施

設養育におけるアタッチメントの形成」（西澤 2008）「里親養育とアタッチメント」（御園生 2008）「子どもに対する母親の結びつき」（庄司 2008）と題して、5つの論考によって、様々な角度からその重要性を説いている⁸⁾。その中でも例えば北川は「アタッチメントと分離、喪失」の中で次のように述べている。「親子関係は、世話、遊び、しつけなど幅広い要素を含むものである。その中で、アタッチメント（愛情という広くあいまいな要素ではなく、子どもの否定的な情動調整を中心とする関係）が、子どもの心身の発達やメンタルヘルスに重大な影響力をもつことを正しく理解することは有用である」（北川 2008）⁹⁾。またこうも述べている。「幼い子どもほど、子どもだけを対象に限られた時間の心理療法をするより、子どもと長時間持続的に関わる養育環境を応答的なものに整えることの優先度が高くなる。例えば、母親とのアタッチメントに問題を抱えている場合、母親への支援が必要であると同時に、子どもに応答的に関われる他の養育者の確保が急務となる」（北川 2008）¹⁰⁾。また、西澤は「施設養育におけるアタッチメントの形成」において次のように述べている。「アタッチメントの形成不全や障害がもたらす影響が非常に広範囲にわたることが序々に明らかになってくるにつれ、きわめて困難な状況ではあっても、子どものアタッチメントの問題に目をつぶることはできなくなった」¹¹⁾。そして心理療法や施設において、子どもの可能な限り、被虐待経験からくるトラウマの体験を語ることや感情を表現すること、子ども自身が体験を認知することの重要性についても言及している¹²⁾。

また、徳山らは児童養護施設の被虐待児童とケアワーカーのアタッチメント関係を促進するため、ケアワーカーに対してコンサルテーションを行い、一方でケアワーカーを含めたプレイセラピーを実施、その効果を測定、調査している。この結果、「大舎制児童養護施設の児童にアタッチメントの安定化を促進し、個別的なケアを求める行動を賦活する可能性、阻害されたアタッチメントを持つ児童に特異的である統制的行動を減少させるといった可能性、お

8) 日本子ども虐待防止学会『子どもの虐待とネグレクト Vol. 10 No. 3 特集 アタッチメント』2008

9) 北川恵「アタッチメントと分離、喪失」日本子ども虐待防止学会『子どもの虐待とネグレクト Vol. 10 No. 3 特集 アタッチメント』2008 281ページ

10) 前掲著 283ページ

11) 西澤哲「施設養育におけるアタッチメントの形成—アタッチメントに焦点をあてた心理療法の実践を通して」日本子ども虐待防止学会『子どもの虐待とネグレクト Vol. 10 No. 3 特集 アタッチメント』2008 297ページ

12) 前掲著 305ページ

よびトラウマ反応を減少させるといったプログラムの
 考査が示唆された」とのことである（徳山ら
 2009）¹³⁾。

以上のことから、年少児の課題を積み残すこと
 のないようなケアや家族への支援について、その重要
 性を認識する結果となった。

おわりに

本稿では、児童養護施設で生活する特に就学前児
 童とその家族に焦点をあて、ケースの具体的あり
 様、そして子どもや家族に対する支援の実際と困難
 性についてケース分析を中心として考察を行ってき
 きた。これらの考察は、特にアタッチメント形成期に
 ある就学前児童へのケアのあり方を具体的に考察す
 るのには重要な要素であると考え。しかしながら
 今回の研究においては、施設によって就学前児童が
 多く生活しているところと、少人数の受入れで実践
 しているところとの差があった。また、インタビュ
 アーについてもそれぞれ主（副主）任保育士や主任
 指導員、就学前担当指導員と、役職やキャリアにバ
 ラツキがあった。このことにより、得られる内容に
 も偏りがある可能性は否めない。あわせて、今後は
 様々な角度、あるいは研究方法での考察が必要であ
 ると考える。今回は主には質的研究による手法での
 分析であったが、今後は量的研究による手法での調
 査分析も必要であると考え。

今後、研究を重ねることにより、就学前児童への
 児童養護施設でのケアのよりよいあり方について考
 察を深めていきたい。

謝辞

今回の調査・研究をするにあたり、児童養護施設
 の先生方には業務多忙な中、インタビューに応じて
 下さることのみならず、就学前児童の施設ケアのあ
 り方に対する真剣かつ、熱意に満ちたご意見を多く
 頂きました。諸先生方には深く感謝申し上げます。

付記

本稿は日本保育学会第62回千葉大会（2009年5月
 16～17日：於千葉大学）でのポスター発表「児童養
 護施設における就学前児童のケアについて—児童養
 護施設職員へのインタビューからの考察」を大幅に
 加筆、修正したものである。

参考文献

- 坪井裕子他「Youth Self Report (YSR) による被虐待児の
 情緒・問題行動の特徴—児童養護施設児を対象とし
 た検討」『乳幼児医学・心理学研究 Vol. 12 No. 1』
 2003 43～50ページ
- 辰己隆他『保育士をめざす人の養護内容』(株)みらい 2003
- 秋田喜代美他『事例から学ぶはじめての質的研究法 臨
 床・社会編』東京図書 2007
- 小林美智子他『子ども虐待 介入と支援のはざままで』明
 石書店 2007
- 岩川直樹他『貧困と学力』明石書店 2007
- 宇賀神民代他「児童養護施設入所児の行動分析と養護支
 援」『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要
 第30号』2007
- 亀井聡「児童養護施設における入所理由と退所理由の関
 係について—某児童養護施設の調査より」『新島学園
 短期大学紀要 第28号』2008 71～90ページ
- 橋本和明「虐待が深刻化する親のパートナー関係につ
 いての研究—事例のメタ分析を用いた類型化への試み」
 『心理臨床学研究 Vol. 25 No. 4』日本心理臨床学会
 2007 396～407ページ
- 佐藤郁哉『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜
 社 2008
- 塩田規子「児童養護施設のソーシャルワーク実践—初歩
 から始めた成立可能性への模索」『ソーシャルワーク
 研究』Vol. 34 No. 2 2008 159～163ページ
- 西條剛央『ライブ講義 質的研究とは何か SCQRM アド
 バンス編』新曜社 2008
- 松本伊智朗「貧困と子ども虐待」『子どもの虐待とネグレ
 クト Vol. 10 No. 3』2008 329～334ページ
- 辰己隆他『四訂 保育士をめざす人の養護原理』(株)みら
 い 2009

13) 徳山他「児童養護施設の被虐待児童とケアワーカーのアタッチメントに焦点をあてたプログラムの有効性の検討」日
 本子ども虐待防止学会『子どもの待とネグレクト Vol. 11 No. 2』2009 230～241ページ